

佐賀県総合運動場等整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀県総合運動場、佐賀県総合体育館、市村記念体育館（以下「佐賀県総合運動場等」という。）については、昭和51年に佐賀県で開催された国民体育大会の前後に整備されたものが多く、施設の老朽化とともに、規模や機能が十分ではないため、国内外の大規模な大会の開催やキャンプ誘致の対応が難しいことなどが課題となっている。

このような状況の中、平成35年に開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催のための整備はもちろんのこと、県民にとってスポーツを「する」楽しみだけでなく、「観る」、「支える」など、日常生活のワンシーンとして、広く親しまれ、暮らしの中に溶け込むといった施設となるよう、単に個々の施設に必要な整備を施すという視点だけでなく、今後、長きにわたり、県民の夢や感動を生み出す県内スポーツの一大拠点として新たに生まれ変わらせることを念頭に、総合運動場等の整備基本計画、いわゆるグランドデザインを策定するにあたり、学識経験者等の専門的見地から広く助言等を得るため、佐賀県総合運動場等整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 佐賀県総合運動場等整備基本計画の検討に関すること。
- (2) 前号に定めるもののほか、整備基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(委員長)

第4条 検討委員会は委員の互選により委員長を選出するものとする。

- 2 委員長は会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、スポーツ課長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 委員長は必要に応じ部会を設置することができるものとする。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、文化・スポーツ交流局スポーツ課に置く。

2 検討委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成28年5月12日に施行し、平成29年3月31日に効力を失う。

別表 1

佐賀県総合運動場等整備基本計画検討委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属 ・ 役 職
有 森 裕 子	(株) RIGHTS. 取締役 スペシャルオリンピックス日本 理事長
石 橋 裕 子	NPO 法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会 理事長
岸 川 千 早	鳥栖市スポーツ推進委員
小早川 武徳	久光製薬 (株) 久光製薬スプリングス 副部長
今 昌 司	フリーランス・プランナー
坂 元 康 成	佐賀大学文化教育学部 教授
竹 原 稔	(株) サガン・ドリームス 代表取締役社長
田 部 純 一	(株) JTB 総合研究所 コンサルティング第三部長
馬 場 正 尊	(株) オープン・エー 代表取締役社長
原 田 宗 彦	早稲田大学スポーツ科学学術院 教授 (一社) 日本スポーツツーリズム推進機構 会長
東 島 敏 隆	(公財) 佐賀県体育協会 理事長
藤 井 洋 恵	(一社) 佐賀県障がい者スポーツ協会 指導員
森 恵 理 子	武雄市スポーツ推進委員